

香川県条例第21号

職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例

職員等の旅費に関する条例（昭和27年香川県条例第32号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(用語の意義)</p> <p>第2条 略</p> <p>(1) 職員 香川県職員定数条例（昭和24年香川県条例第29号）第1条に定める職員（水道局及び病院局の職員を除く。）<u>、会計管理者、警察法（昭和29年法律第162号）第56条第2項に掲げる地方警察職員及び県立学校職員並びに市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条及び第2条に規定する職員をいう。</u></p> <p>(2)・(3) 略</p> <p>(4) 県内旅行 内国旅行のうち出発地及び<u>全ての</u>目的地が同一の都道府県の区域内にある旅行をいう。</p> <p>(5)～(10) 略</p> <p>2・3 略</p> <p>(旅費の特例)</p> <p>第28条 任命権者は、職員について労働基準法（昭和22年法律第49号）第15条第3項若しくは第64条又は船員法（昭和22年法律第100号）<u>第47条第1項若しくは第2項の規定に該当する事由がある場合において、この条例の規定による旅費の支給ができないとき、又はこの条例の規定により支給する旅費が労働基準法第15条第3項若しくは第64条又は船員法第48条の規定による旅費又は費用に満たないときは、当該職員に対しこれらの規定による旅費若しくは費用に相当する金額又はその満たない部分に相当する金額を旅費として支給するものとする。</u></p> <p><u>2 任命権者は、職員について船員法第47条第2項の規定に該当する事由があった場合において、前項の規定により当該職員に旅費を支給したときは、当該職員に対し、当該支給した旅費の償還を請求するものとする。</u></p>	<p>(用語の意義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 職員 香川県職員定数条例（昭和24年香川県条例第29号）第1条に定める職員（水道局及び病院局の職員を除く。）、警察法（昭和29年法律第162号）第56条第2項に掲げる地方警察職員及び県立学校職員並びに市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条及び第2条に規定する職員をいう。</p> <p>(2)・(3) 略</p> <p>(4) 県内旅行 内国旅行のうち出発地及び<u>すべての</u>目的地が同一の都道府県の区域内にある旅行をいう。</p> <p>(5)～(10) 略</p> <p>2・3 略</p> <p>(旅費の特例)</p> <p>第28条 任命権者は、職員について労働基準法（昭和22年法律第49号）第15条第3項若しくは第64条又は船員法（昭和22年法律第100号）<u>第47条の規定に該当する事由がある場合において、この条例の規定による旅費の支給ができないとき、又はこの条例の規定により支給する旅費が労働基準法第15条第3項若しくは第64条又は船員法第48条の規定による旅費又は費用に満たないときは、当該職員に対しこれらの規定による旅費若しくは費用に相当する金額又はその満たない部分に相当する金額を旅費として支給するものとする。</u></p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。